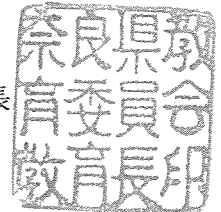




教体第382号
教職第517号
平成28年12月19日

各市町村教育長 殿

奈良県教育委員会教育長



学校敷地内における禁煙の徹底について（通知）

県立学校においては平成18年度より学校敷地内禁煙を実施しているところですが、先日、県内公立中学校において、校舎内の空き部屋を喫煙室として使用していた事案が発生しました。また、学校付近の道路等での喫煙など社会通念上好ましくない行為も散見されています。

県教育委員会が毎年実施している「学校保健事業等の実施状況調査（平成27年度）」によれば、39市町村教育委員会の中で、所管する学校の敷地内禁煙を実施している教育委員会は35となっています。

御存じのように、健康増進法では受動喫煙の防止が求められており、殊に、学校は受動喫煙の影響を受けやすい成長期にある児童生徒が教育を受ける場であるとともに、保護者や地域住民など多くの人々が訪問、利用する場であることから、より高い公共性が求められています。また、たばこの害について学習する健康教育が行われている学校において教職員自らが喫煙しないという態度を示し、児童生徒の適切な教育環境を整えることが求められています。加えて、平成25年7月に策定された「なら健康長寿基本計画」においては、公立小・中・高校の敷地内禁煙100%が目標値として示されています。

については、これらのことを踏まえ、各市町村教育委員会におかれては、学校の敷地内禁煙が確実に実施されるよう取組の徹底をお願いします。

なお、県教育委員会教育長から貴管内の学校長へ直接別添の通知を行うことを申し添えます。

【担当課】

奈良県教育委員会事務局 保健体育課 健康・安全教育係 TEL：0742-27-9862 FAX：0742-22-3995

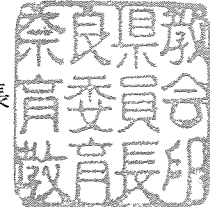
奈良県教育委員会事務局 教職員課 小中人事係 TEL：0742-27-9844 FAX：0742-22-3995



教体第382号
教職第517号
平成28年12月19日

各県立学校長 殿

教 育 長



学校敷地内における禁煙の徹底について（通知）

学校敷地内における禁煙については、各県立学校において平成18年度より適切に実施していただいているところですが、先日、県内公立中学校において、校舎内の空き部屋を喫煙室として使用していた事案が発生しました。また、学校付近の道路等での喫煙など社会通念上好ましくない行為も散見されています。

御存じのように、健康増進法では受動喫煙の防止が求められています。殊に、学校は受動喫煙の影響を受けやすい成長期にある児童生徒が教育を受ける場であるとともに、保護者や地域住民など多くの人々が訪問、利用する場であることから、より高い公共性が求められています。また、たばこの害について学習する健康教育が行われている学校において教職員自らが喫煙しないという態度を示し、児童生徒の適切な教育環境を整えることが求められています。

ついては、これらのことを踏まえ、各学校において敷地内禁煙が確実に実施されるよう取組の徹底をお願いします。

なお、別紙「教職員の皆様へ」を配付するなど、その趣旨について説明いただき、敷地内禁煙の徹底に努めていただくようお願いします。

【担当課】

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 健康・安全教育係
TEL：0742-27-9862
FAX：0742-22-3995

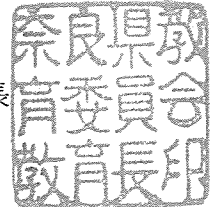
奈良県教育委員会事務局
教職員課 県立人事係
TEL：0742-27-9846
FAX：0742-24-7256



教体第383号
教職第518号
平成28年12月19日

各市町村立学校長 殿

奈良県教育委員会教育長



学校敷地内における禁煙の徹底について（通知）

県立学校においては平成18年度より学校敷地内禁煙を実施しているところですが、先日、県内公立中学校において、校舎内の空き部屋を喫煙室として使用していた事案が発生しました。また、学校付近の道路等での喫煙など社会通念上好ましくない行為も散見されています。

県教育委員会が毎年実施している「学校保健事業等の実施状況調査（平成27年度）」によれば、39市町村教育委員会の中で、所管する学校の敷地内禁煙を実施している教育委員会は35となっています。

御存じのように、健康増進法では受動喫煙の防止が求められており、殊に、学校は受動喫煙の影響を受けやすい成長期にある児童生徒が教育を受ける場であるとともに、保護者や地域住民など多くの人々が訪問、利用する場であることから、より高い公共性が求められています。また、たばこの害について学習する健康教育が行われている学校において教職員自らが喫煙しないという態度を示し、児童生徒の適切な教育環境を整えることが求められています。加えて、平成25年7月に策定された「なら健康長寿基本計画」においては、公立小・中・高校の敷地内禁煙100%が目標値として示されています。

については、これらのことを踏まえ、各学校において敷地内禁煙が確実に実施されるよう取組の徹底をお願いします。

なお、貴所属の教職員へは、別紙「教職員の皆様へ」を配付するなど、その趣旨について説明いただき、敷地内禁煙の徹底に努めていただくようお願いします。

【担当課】

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 健康・安全教育係
TEL：0742-27-9862
FAX：0742-22-3995

奈良県教育委員会事務局
教職員課 小中人事係
TEL：0742-27-9844
FAX：0742-24-7256

教職員の皆様へ

学校敷地内禁煙の徹底について

御存知のように、健康増進法では受動喫煙の防止が求められており、殊に、学校は受動喫煙の影響を受けやすい成長期にある児童生徒が教育を受ける場であるとともに、保護者や地域住民など多くの人々が訪問、利用する場であることから、より高い公共性が求められています。また、たばこの害について学習する健康教育が行われている学校において教職員自らが喫煙しないという態度を示し、児童生徒の適切な教育環境を整えることが求められています。加えて、平成25年7月に策定された「なら健康長寿基本計画」においては、公立小・中・高校の敷地内禁煙100%が目標値として示されています。

政府では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止策を強化するため、受動喫煙防止対策強化検討チームを設置し、強化策の検討を行っているところです。

この度、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」が出され、その中では、特に未成年者や患者等が主に利用する施設（小・中・高等学校や医療機関等）は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とすることが示されています。実効性を担保する観点から、義務及び義務違反者に対するの勧告、命令等の適用についても検討していくこととなっています。

これらのことを踏まえ、奈良県下の公立学校においては、敷地内禁煙の徹底に取り組んでいきますので、御理解と御協力をお願いします。

奈良県教育委員会
教育長 吉田育弘